



# 行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会  
発行人 井上超由／編集人 山中章由  
所在地 滋賀県行政書士会館  
〒520-0056  
大津市末広町2-1 (JR大津駅前徒歩1分)  
TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606  
E-mail : shigakai@gyosei-shiga.or.jp  
URL : http://www.gyosei-shiga.or.jp/

## 行政書士に求められる役割と滋賀会の取り組みについて

滋賀県行政書士会 副会長 神山由美子

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)がパンデミックと宣言されてから早2年が経過します。この間は社会全体が急速に変化し、国民が暮らしや経済活動において過去にない困難への対応を余儀なくされている中で、行政書士が担うべき社会的役割は、従来業務に加え新たな範囲へと広がってきていることを感じます。新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種支援策のワンストップ相談窓口や各種支援金申請における登録確認機関としての役割、また、外国人材受入にかかる企業向け相談窓口でのアドバイザーやマイナンバーカード申請手続相談員としても、行政書士には地域社会における一番身近な相談相手としての期待が寄せられており、滋賀県行政書士会においても会員が様々な場所でご活躍いただいているところです。

激変する世の中の状況において生じてくる国民の様々なニーズに応えるためには、まず個々の行政書士が自らの能力の向上に努めることはいうまでもありませんが、滋賀県行政書士会は組織としても、地域の人々や自治体等からの要請に速やかに対応できるような体制を構築し、新たな分野における業域確保を目指していくかなければなりません。実務家としての力を存分に發揮し地域社会に貢献できる活動を継続して行っていくことは、行政書士への信頼と認知度の向上につながるに違いありません。コロナ禍の今こそが行政書士の真価を発揮する機会であるようにも思います。

年度末を迎えるこの時期は、新年度の事業計画の策定に向けて、各部、委員会、業務推進部各部会においては、会員に有益な情報の提供やスキルアップのための研修会の実施等、組織として積極的な活動を図っていくための準備と検討がなされております。中でもデジタル化への迅速な対応については行政書士の急務であり、国民の利便に資するためにもいち早く取り組まなければならない課題となっています。昨年発足したデジタル庁においては、デジタル社会の実現に向けた重点計画が示されており、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようあらゆる行政手続きのオンライン化が開始されています。社会

全体のデジタル化は「誰一人取り残されることなく、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指すものですが、誰もがスマートフォンを所持するような時代であっても、誰しもオンライン申請等に対応できるとは限らず、取り残される方はまだまだ多いのが現状であると思います。行政書士はデジタル化が加速する社会において、誰一人取り残さないための働きをしなければなりません。それは地域社会からの要請でもあり、新たな業務獲得へとつながるきっかけになるのだと思います。

さて、滋賀県行政書士会では、令和2年度滋賀県議会定例会に「滋賀県に提出する許認可・届出等の申請書に行政書士代理人欄を設けることについて」の請願を提出し採択されたことにより令和3年8月6日付で滋賀県総務部長から「行政書士法遵守の徹底等について」の通知が発令されたことに伴い、業務推進部各部会が中心となって非行政書士排除のための窓口対応、申請書等の様式に行政書士代理人欄を設けることについての要請と協議を行っているところです。これについては、滋賀県より積極的に実効性ある対応とご協力をいたしております。あらゆる手続きがオンライン申請へと移行していく中で、代理人として申請手続きを行う行政書士の立ち位置を明確化しておくことは重要であり、これを踏まえた取り組みであります。

会員の皆さまにおかれましては、令和3年12月号会報誌面にて業務推進部長から説明がなされておりますとおり、申請等におけるなりすまし防止と書類の真正性確保のため行われる窓口での本人確認等に対してご協力いただきますようお願いします。また、申請等のため窓口へ出向かれる際には、行政書士証票の常時携帯と会員徽章の着用を自主的に励行いただくとともに、行政書士として作成した書類への記名と職印の押印を徹底していただき、行政書士自らが真摯な姿勢で日々の業務に臨んでいただきますよう、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。